

国立大学法人東京外国語大学客員教授等選考基準

昭和 40 年 9 月 29 日
制 定

全部改正 昭和 54 年 10 月 1 日

改正 昭和 62 年 11 月 18 日 平成 12 年 2 月 8 日

平成 16 年 4 月 1 日規則第 155 号 平成 19 年 2 月 27 日規則第 10 号

平成 20 年 4 月 1 日規則第 38 号 平成 27 年 3 月 24 日規則第 38 号

令和 5 年 3 月 16 日規則第 43 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）における客員教授及び客員准教授の選考に関し必要な事項を定める。

(選考基準)

第 2 条 学長は、次の各号の一に該当する者のうち、本学において引き続き 3 月以上、専攻分野について教授又は研究に従事し、本学の教授又は准教授と同等以上の資格があると認められる者について、客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。

- (1) 国立大学法人東京外国語大学外国人研究員に関する規程第 2 条の規定による外国人研究員
- (2) 認可法人、独立行政法人等との連携協定による非常勤講師
- (3) 国立大学法人東京外国語大学寄附講義等規程第 7 条第 4 項の規定による非常勤講師
- (4) その他学長が特に認めた者

(選考)

第 3 条 客員教授又は客員准教授の選考は、学長が行う。

2 学長は、選考にあたって当該教授会に意見を求めることができる。

(通知)

第 4 条 学長は、客員教授又は客員准教授の称号を付与する場合は、文書にその旨を明記して本人に通知する。

附 則

この基準は、昭和 54 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、昭和62年11月18日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年2月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年3月16日から施行する。